

黒潮町教育振興交流支援施設（渚寮） 内規

- 1 黒潮町教育振興交流支援施設（渚寮）の管理運営に関する規則
- 2 寮則
- 3 寮生心得
- 4 申し合わせ事項
- 5 諸届・願

高知県立大方高等学校・黒潮町

1 黒潮町教育振興交流支援施設（渚寮）の管理運営に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県立高等学校学則第7章第31条及び黒潮町教育振興交流支援施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、高知県立大方高等学校の寄宿舍（以下「寮」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 黒潮町教育振興交流支援施設（愛称「渚寮」）

位置 黒潮町入野5474番地2

（入居定員）

第3条 寮に入居することのできる大方高等学校の生徒の定員は、寮の入居可能定員内とし、男女比や黒潮町の公募による入居者との兼ね合い等を考慮して弾力的に扱う。

（寮職員）

第4条 寮に勤務する職員は、寄宿舍指導員、ハウスマスター及び調理員並びに校長又は町長が特に命じた職員とする。

2 寄宿舍指導員は、主に夕方から早朝において、寮の管理及び寮における寮生の教育に当たる。

3 ハウスマスターは、主に日中において、寮の管理及び寮における寮生の教育や寮生が主体的に実施する企画に関するサポート等に当たる。

4 調理員は、寮生の調理等に当たる。

（職務分掌）

第5条 校長又は町長は、寮の円滑な運営を図るため、寮に勤務する職員の分掌すべき職務内容を明確にしなければならない。

（寮生の管理）

第6条 寮に入居する生徒の管理については、常に家庭的な雰囲気の中で、規律、礼節を重んじ、健全で、楽しい生活ができるよう努めなければならない。

（入居）

第7条 寮に入居することができる生徒は、大方高等学校全日制で就学し、次の各号のいずれかに該当する者とし、校長の在学証明を受けて入居するものとする。

また、入居に際しては、住所を寮に移すこととする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 自宅が公共交通機関利用で通学が困難であると認める者

(2) 特別の事情により入居させることが適当であると認める者

2 保護者が黒潮町内を含め公共交通機関の利用により通学が可能である住所を有する生徒は、定員に余裕のあるときは期間を限定して入居を許可するものとし、第3条に定めた定員を越えることが見込まれる場合は、退居しなければならない。

3 入居を許可するに当たっては、入居申込書を校長を経由して町長に提出しなければならない。

4 入居する生徒は、原則として住民票の移転を行うこと。

(帰省又は外泊)

第8条 帰省又は外泊を希望する寮生は、保護者の承諾のうえ、その期間、帰宿時刻、その他必要な事項を事前に届け出なければならない。

(願いによる退居)

第9条 退居しようとする寮生がある場合には、退居届を校長を経由して町長に提出しなければならない。

(一時退居)

第10条 校長は、寮生が感染症等にかかり、又はそのおそれがあるときは、その保護者に対し、寮生の一時的退居を命ずることができる。

2 前項の場合において、感染症がまん延し、施設内における隔離対応が困難であると認められるときは、保護者に対し、当該寮生の迎えを求めることができる。

3 家庭謹慎を伴う生徒指導が生じた場合、また、学校生活において5日間程度の通常登校ができない事象が発生した場合は、寮生の一時的退居を命ずることができる。

4 次に掲げる内規等の規律に違反した場合は、寮生に対し5日程度の一時的退居を命ずることができる。

(1) 虚偽による外泊

(2) 門限後又は早朝の無断外出及び無断外泊

(3) 平日日中における病気療養中の無断外出

(4) その他客観的に判断し、寮生として不適格と認められた行為

5 校長は、前項の規定により一時退居を命じたとき又はそれを解いたときは速やかに町長に報告しなければならない。

(退居命令・生活指導)

第11条 校長は、寮生がこの規則若しくは別に定める規定に違反し、又は集団生活の秩序を乱した場合や、次のいずれかに該当する時には、大方高等学校スクールガイド（生徒指導規定）に基づき、黒潮町と協議の上、その保護者に対し寮生の退居を命ずることができる。

- (1) 第7条の条件を満たさなくなったとき
- (2) 特別な理由がなく3か月以上の使用料を滞納したとき
- (3) 寮生として不適格と認められた者

ア 飲酒（ノンアルコール含む）、喫煙（電子タバコ・加熱式タバコ含む）、窃盗、いじめ、暴力その他法令又は社会通念上不適切な行為をした者

イ 部外者を無断で出入り、宿泊させた者、その行為を黙認し、寄宿舍指導員等に報告しなかった者

- (4) その他客観的に判断し、寮生として不適格と認められた者
- (5) 健康上の理由で、寮生活の継続が困難であると認められる者

2 第10条第4項の規定に該当した場合は、1回の行為で一時退居を命じ、再度起こした場合は退居を命ずることができる。

3 寮生が以下に掲げる事項に該当する場合、寮務主任及びハウスマスターによる指導を行う。そのうえ改善が無く、当該行為の悪質性、常習性に鑑み、その必要が認められる場合については、一時退居又は退居を命ずることができる。

- (1) 寮務主任、ハウスマスター、寄宿舍指導員

等の指示に従わない者

- (2) 大方高等学校の校則に基づいた指導に従わない者
- (3) 内規に掲げる時程が守れない（点呼・登校時間、消灯時間）
- (4) 食事の摂食を理由なく拒否する
- (5) 学習時間中の学習妨害
- (6) 寮内で定められた役割分担を果たさない（清掃、部屋の片づけ）
- (7) 寮内でみだりに音響機器の音量を上げる
- (8) 寮生、職員（大方高等学校、黒潮町職員等）に対する暴言、暴力、威嚇行為等反抗的な態度

(警備及び防災)

第12条 校長及び町長は、寮の警備及び防災について、常に最善の注意を払い、その管理を万全にするよう努めなければならない。

(臨時閉鎖)

第13条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、寮を臨時に閉鎖することができる。

2 校長は、前項の規定により臨時に閉鎖したとき又はこれを解いたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(表簿)

第14条 寮には、次に掲げる表簿を備え、3年間保存しなければならない。

- (1) 寄宿舍指導員日誌及び日直日誌
- (2) 寮生名簿

(面会及び面会人等の宿泊)

第15条 寮生との面会は原則として玄関で手短に行う。保護者又は特別の事情がある者については、寄宿舍指導員又は日直に届け出のうえ、食堂又は研修室での面会を認める。居住棟及び居室への出入りは、特別の事情がある保護者等が寄宿舍指導員又は日直に届け出た場合を除き認めない。

2 面会人等の宿泊は認めない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、寮の管理運営に関し必要な事項は、校長及び町長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年7月16日から施行する。

この規則は、令和8年2月25日から施行する。

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

2 寮則

第1章 総則

第1条 本寮は、「黒潮町教育振興交流支援施設（渚寮）」と称する。

第2条 全教職員及び黒潮町が定めた職員が寮役員となる。校長は、寮務主任及び寮担当を寮役員の中から任命する。

第3条 本校全教職員は、寮生の指導及び寮の管理にあたる。

2 職務上必要な場合、全教職員は寮室に立ち入ることができる。

第4条 寮務主任は、必要に応じて寮役員会議を招集することができる。

第5条 第2条に定める寮役員、寮生及び黒潮町が認めた居住者以外の者は、寮職員の許可なく寮に出入りすることはできない。

第6条 休寮期間は、お盆（原則8月13日から8月15日）、年末年始（原則12月29日から1月3日）の期間を含む1週間程度とする。ただし、町長の承認を受けて、これを変更することができる。

第2章 寮生

第7条 入居を希望する者は、所定の入居申込書を校長を経由して町長に提出し、町長の許可を得なければならない。

第8条 退居を希望する者は、所定の退居届を校長を経由して町長に提出しなければならない。

第9条 寮生は、寮の管理及び保全に積極的に協力し、寮内規を守らなければならない。

2 寮内規に違反した者は、寮役員会議により指導される。また、度重なる指導に対し改善が見られない者、寮生の安全な生活が保障できないと判断された者など、寮生として不適当と認められた者は、大方高等学校スクールガイド（生徒指導規定）に基づき、黒潮町と協議の上、その保護者に対し寮生の退居を命ずることができる。

第3章 寮役員

第10条 寮には以下の役員をおき、寮生の中から選出する。兼務することもできる。

2 寮長1名、副寮長1名、フロアー長（男女フロア毎各1名×4）

3 その他の寮生全体の役割（掃除、ごみ捨て、食事の用意）は全員で話し合い、分担する。

第11条 寮役員の任期は、寮長及び副寮長は半年とし、前期（4月1日から9月30日）及び後期（10月から翌年3月31日まで）とする。フロアー長は毎学期の任期とする。

第12条 寮長は、寮生を代表し、寮務主任、ハウスマスター及び寄宿舍指導員の指導のもとに寮の活動にあたる。副寮長は、寮長を補佐し、活動にあたる。またフロアー長も同様に、寮長の補佐活動にあたり、各フロアーの健全な運用に努める。

第4章 寮生会議

第13条 寮長は寮務主任の許可を得て、寮生会議を招集することができる。

2 寮生の3分の2以上の出席をもって会議が成立するものとする。

第14条 寮生は、特別な場合を除いて寮生会議に参加する。

第15条 寮生会議の議長は寮長が行い、書記は副寮長が行う。

第16条 寮生会議での決議は原則として出席人員の過半数の賛同を要する。

第17条 寮生会議の内容は、全寮生の生活に関することとする。

2 寮生会議の内容は、所定の議事録に記録し、寮務主任に報告・提出する。

3 寮務主任は、寮生会議の決定事項を寮役員会議にはかり、審議のうえ、解決を図る。

第5章 寮生活

第18条 寮生の日課は、以下のとおりとする。【平日】

項目	時間	備考
点呼 体調報告	7 : 00	点呼は食堂で行う。
朝食	7 : 00 ~ 7 : 30	・原則、点呼後すぐに食事 ・スマートフォン・イヤホンの持ち込み禁止 ・食事に来なかった場合、衛生管理上、食事は廃棄
登校	~ 8 : 25	登校時間を厳守
学校生活	8 : 35 ~ 15 : 50	
夕食	18 : 30 ~ 20 : 00	・スマートフォン・イヤホンの持ち込み禁止 ・食事に来なかった場合、衛生管理上、食事は廃棄
入浴 洗濯	帰寮後 ~ 22 : 00	順次
門限 点呼	20 : 00	点呼は食堂で行う。 ・スマートフォン・イヤホンの使用は禁止
掃除	20 : 00~20 : 15	・スマートフォン・イヤホンの使用は禁止
静粛時間	22 : 00 ~	・自室で過ごし他室は出入り禁止 ・学習の場合、研修室のみ22 : 45まで可能 (試験期間は23 : 45まで可能)
消灯	23 : 00	試験期間の場合は24 : 00まで可能

【土日、祝日、長期休業日等】

項目	時間	備考
点呼 体調報告	8 : 00	点呼は食堂で行う。 ※スマートフォン・イヤホンの使用は禁止
朝食		各自、自炊により必要に応じて朝食 ※長期休業日の平日は食事提供有り
)		
夕食		各自、自炊により必要に応じて夕食

		※長期休業日の平日は食事提供有り
入浴 洗濯	帰寮後 ～ 22 : 00	順次
門限 点呼	20 : 00	・点呼は食堂で行う。 ・スマートフォン・イヤホンの使用は禁止
掃除	20 : 00～20 : 15	・スマートフォン・イヤホンの使用は禁止
静粛時間	22 : 00 ～	・自室で過ごし他室は出入り禁止 ・学習の場合、研修室のみ 22:45 まで可能（試験期間は 23:45 まで可能）
消灯	23 : 00	試験期間の場合は 24 : 00 まで可能

・部活動により定められた時間を超過し、又は欠席する場合は、事前に部活動顧問と相談のうえ、寮務主任、ハウスマスター又は寄宿舍指導員に報告すること。

・部活、アルバイト、習い事及び体調不良等の特別な事情により、定められた時間を超過し、又は欠席する場合は、寮務主任、ハウスマスター、または寄宿舍指導員に事前に連絡するとともに、体調不良の場合は当該寮生が自らの責任において保護者に連絡すること。ただし、点呼及び清掃の時間は必ず遵守するものとし、夕食及び食器の片付けは 21 時までに完了すること。

第 19 条 寮生は、自室以外の居室には居住者の許可無しに立ち入ることはできない。また、異性の居室への立ち入り及び保護者など許可のある者以外の外部者を居室に立ち入らせてはならない。これに反した場合には寮則第 9 条第 2 項によるものとする。

第 20 条 寮生は、朝点呼以前、夜点呼以降に外出することはできない。ただし、習いごと等のやむを得ない事情がある場合は、事前に寮務主任へ相談し、許可を得たうえで外出を認める。また、地域イベント等への参加により、寮務主任から外出の許可が出ている場合においても、当該許可により定められた門限を厳守するものとする。これらの場合においては、出発時に必ず寄宿舍指導員又はハウスマスターに報告すること。

第 21 条 学習のため延灯を希望する者は、必ずその日の寄宿舍指導員に申し出て許可を受けなければならない。

2 延灯後の学習は、自室で行う。その場合、自分の机の電灯のみ認める。

3 定期試験発表から試験終了の前日までの期間は、延灯を申し出る必要はない。

第 22 条 寮生は、居室内への電気器具の持ち込みを希望する場合は、申込書を町長に提出し、許可を得ること。ただし、ドライヤー、ヘアアイロン、扇風機、スマートフォン、タブレット、ポータブル音楽機器は届出を要しない。また、これらを除き、寮に設置されている設備と同等又はそれに準ずる機能を有する家電製品については、持ち込みを認めない。

第 23 条 寮生は、寄宿舍指導員及び日直の許可なく、厨房に出入りしてはならない。

第 6 章 附則

本寮則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

本寮則は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。

本寮則は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。

本寮則は、令和8年4月9日から施行する。

本寮則は、令和8年9月1日から施行する。

3 寮生心得

- 1 寮生は、協同生活を通して自主性や協調性を身につけ、地域に感謝の気持ちを示していくこと。
- 2 他人に迷惑をかけないように十分に注意し合い、楽しく充実した寮生活が送れるようにすること。
- 3 お互いに礼儀を重んじ、積極的に挨拶をすること。
- 4 日課、その他の定められた時間を守り、規律正しい生活を送ること。
- 5 点呼には必ず出席すること。
- 6 現金などの貴重品及び鍵・カードキーは、常に身に付ける、又は施錠できるロッカーで保管すること。また、部屋を離れる際は、必ず施錠すること。
- 7 火気には特に注意すること。
※ライター、マッチなどの持ち込み禁止。
- 8 寮務主任、ハウスマスター及び寄宿舍指導員等へ連絡をきちんとすること。
- 9 整理整頓を常に心がけ、清潔な寮生活が送れるようにすること。
- 10 与えられた役割は責任を持って行い、自分から進んで行動すること。
- 11 寮内の器具や物品を大切にし、壁、机などに落書きをしないこと。
- 12 寮内の器具や物品を破損したときは、必ず寮務主任、ハウスマスター及び寄宿舍指導員等に報告すること。
- 13 毎日の学習時間に、自主的に学習する習慣をつけること。
- 14 寮の周りや地域の環境整備にも目を向けること。
- 15 問題行動は互いに気を付け、絶対に起こさないこと。
※寮内での問題行動も大方高等学校スクールガイド（生徒指導規定）に沿い指導を行

う。

本心得は令和7年4月1日から施行する。

本心得は令和7年7月16日から施行する。

本心得は令和8年2月25日から施行する。

本心得は令和8年9月1日から施行する。

4 申し合わせ事項

- 1 帰省などのため寮を不在となる場合は当該日の前日までに寮務主任及び寄宿舍指導員又はハウスマスター等に届け出をして許可を得ること。
- 2 食事が不要な場合は、欠食日の3日前に事前に寮務主任及び寄宿舍指導員又はハウスマスターに届け出をすること。
- 3 エアコン、浴室乾燥の使用にあたっては節電に留意し、不在の場合には必ず電源を切ること。
- 4 寮の大掃除は各学期末に行う。（寮務主任及びハウスマスターが必要と認める場合はこの通りではない）
- 5 寮部屋の整理整頓については、寮務主任、ハウスマスター及び黒潮町職員が月1回確認を行うものとする。その結果、整理整頓ができていないと認められる場合は、指導の対象とする。
- 6 平日昼間は原則として寮に滞在できない。病気等の場合は部屋を分ける、町長が指定する空き家、又は帰省して休養することを基本とする。ただし、病院を受診のうえ診断結果を踏まえ、又はその他やむを得ない特別な事情があると認められる場合には、校長又は町長が滞在を許可する場合がある。
- 7 病気やけがで欠席、遅刻する場合は、必ず保護者を通じて学校に連絡してもらうこと。また、学校を早退する場合は、担任（不在の場合は副担任又は学年主任）に相談し、許可を受けること。（必ずハウスマスター又は寄宿舍指導員にも報告する）。この場合、寮に滞在している間は外出を認めない。
- 8 身体的な理由により食事を欠食する際は、できる限り早く申し出る。
- 9 寮室の変更が必要な場合は、まず寮生会議において協議するものとする。
- 10 平日に帰省する際は、寮務主任、ハウスマスター又は寄宿舍指導員等の許可を得ること。
- 11 原則として平日の登校後は寮に出入りすることは認めない。試験中については別に定める。
- 12 施設の鍵・カードキーは黒潮町からの貸し出しとし、他者との貸し借りをしないこと。紛失・盗難や汚損の場合にはセキュリティの点からも、速やかに申し出るとともに自己負担にて再発行の手続きを行うこと。また、退居時には返却すること。
※居室の鍵を紛失した場合、20万円程度の修繕料が発生します。
- 13 居室にて共同で使用する消耗品は、同室者と相談して購入、準備すること。
- 14 画鋲等（釘やネジなど壁紙を傷つけるもの）の使用は原則禁止とする。
- 15 寮内での活動に関連して、自らの故意又は過失など、自己の責めに帰すべき事由により生じた事故その他の損害（器具や物品の破損等）について、当該寮生及びその保護者が、自らの責任と費用により速やかに解決すること。なお、緊

急を要しない場合であっても、当該損害に係る費用については年度末までに町に納付すること。必ず寄宿舍指導員又はハウスマスターに速やかに申し出ること。

- 16 寮に持ち込みのできる個人の荷物はできるだけ少なくし、整理整頓に努め清潔に保つこと。危険物や火気厳禁。大きな音や強いにおいを発するもの、極端に大きく場所を占有するもの、その他、共同生活をするうえで他者に不快感を与えるものは持ち込まないこと。
- 17 電気器具の持ち込みについては、申し出許可を得ること。但しドライヤー、ヘアアイロン、扇風機、スマートフォン、タブレット、ポータブル音楽機器については届け出必要なし。
- 18 無断で学校を欠席している場合は、8時30分、8時35分、8時40分にハウスマスターが連絡を行い、いずれも連絡が取れなかった場合には、状況確認のため居室を開錠するものとする。

当事項は令和7年4月1日から施行する。

当事項は令和7年7月16日から施行する。

当事項は令和8年2月25日から施行する。

当事項は令和8年9月1日から施行する。

1 入居するとき

- (1) 入居希望者は、事前に十分な相談を行ったうえで、校長を経由して町長に入居申込書を提出すること。
- (2) 年度途中から入居する者については、寮務主任等と保護者を交えて説明会を催す。
- (3) 入居希望者は寮内規の内容などを十分確認のうえ、入居決定後は誓約書を提出すること。
- (4) 入居する生徒は、原則として住民票の移転を行うこと。

2 退居するとき

退居希望者は退居届を校長を経由して町長に提出すること。

3 寮生活

(1) 欠席・早退

<学校を欠席〔遅刻〕する場合>

- ・保護者を通じて学校（担任）に連絡すること。
- ・遅刻の場合も学校に連絡するとともに、登校時に職員室に行き、登校したことを報告のうえ授業に参加すること。
- ・欠席、遅刻については寄宿舍指導員にも報告すること。

<学校を早退する場合>

- ・病気の場合は担任（不在の場合は副担任又は学年主任）に相談のうえ、養護教諭の診察により判断し、早退届をホーム主任又は学年主任に提出し早退すること。

(2) 平日の帰省・外泊

<事前に帰省・外泊がわかっている場合>

- ・外泊の場合は事前に外泊許可願を寄宿舍指導員又は寮務主任等に提出し、保護者の同意を得たうえで寮務主任の許可を受けること。
- ・帰省については事前に帰省許可願を寄宿舍指導員又は寮務主任等に提出し、寮務主任の許可を受けること。
- ・帰寮後、寄宿舍指導員又はハウスマスターに必ず報告する。

<緊急な帰省の場合>

- ・保護者への連絡をとり、帰省する。
- ・帰寮後、寄宿舍指導員、ハウスマスター又は寮務主任等に必ず報告する。

(3) 休日・長期休業日の帰省

- ・帰省日時、帰寮日時、食事の要・不要などを事前に届けること。
- ・食事の要・不要については、欠食する日の3日前(その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときはその前日)までに届出を行うこと。

(4) 学習時間

- ・寮内規の日程に従うこと。「2 寮則」の「第18条」参照
 - ・延灯については「2 寮則」の「第21条」参照
- (5) 問題行動の際
- ・入学の手引きにある生徒指導と同じ指導を行う。

当事項は令和7年4月1日から施行する。

当事項は令和8年2月25日から施行する。

当事項は令和9年9月1日から施行する。